

■置き場計画に対する意見書(11月19日)

20231116 鈴木秀和

1. 私は町議会議員ですが、今回の審議会については一町民として公募し委員となりました。
したがって、私の意見は議会の意見でもなく、議会を代表した意見でもありません。
議員と言う立場ではありますが、議会とは関係なく、あくまで、個人としての委員であるをご承知おきください。

2. 置き場計画に対する本審議会の審議にあたり、私なりに論点整理をしました。

No.	審議の論点	私としてのコメント等	備考
論点1	<p>審議にあたっての前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本審議会は何を審議するのか？ ・そして何を答申するのか？ 	<p>本件は平成24年（2012年）、県からの残土置き場に関する照会から始まっていますが、過去は参考とするが、現在のJRからの残土置き場計画、について審議する。</p> <p>そして、受け入れるか、拒否するか、（YesかNoか）若しくは、0か100でなく、条件を付すのか等審議し結果を答申としてまとめる。</p> <p>（必ずしも全員一致でなくとも可）</p>	
論点2	<p>JR東海の申し出の背景等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リニア中央新幹線事業とは ・何故ここに残土を置きたいか ・ここに残土を置かないと、リニアトンネル工事はできないのか。 ・近隣市町村の対応状況はどうなっているのか（要対策土、健全土の対応状況） ・御嵩町側のメリット、デメリットは何か 	<p>国家的事業だが、事業主体はJR東海と言う一民間会社。</p> <p>JR東海発言：『持出す先が無いわけではないが、環境負荷を考えここに置かせてほしい』というあくまでお願いである。 （ただし、置いた場合、持ち出した場合の環境負荷の比較データの提示をずっと求めているが、回答はない。）</p> <p>あくまでトンネル工事から出た残土の処理の問題でありトンネル工事そのものへの影響はほぼありません。 （静岡での問題とは異なります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瑞浪市（南垣外工区） ・可児市（大森工区） ・多治見市（大針工区） <p>前町長発言：『持出す先があるなら持ち出してほしい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視察の検討（添付資料 他工区の状況）(2枚)

	<ul style="list-style-type: none"> 候補地A、候補地Bの所有者は誰か JR東海の影響評価に対する岐阜県知事のコメント内容 	<p>御嵩町にメリットはない、私だって消極的賛成だ』 候補地B（要対策土）は、ほぼ町有地 候補地A（健全土）は、民有地＋一部町有地もあります 知事コメント：『路線、その他の付帯設備について環境保全の見地から特に重要と考えられる、次の地域を回避するよう慎重に検討すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ウラン鉱床やその恐れの高い場所 廃棄物の埋設・土壌汚染の高い場所 貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地』 	<p>(添付 計画位置図、町有地図参照)</p>
<p>論点3</p>	<p>JR東海の置き場計画の技術的検証</p> <ul style="list-style-type: none"> 要対策土とは何か？ (22万m3、健全土68万m3、計90万m3と推定) 要対策土の処分計画 健全土は本当に健全土か 盛土の安全性 ウランの懸念 そもそも建設残土の扱いは 	<ul style="list-style-type: none"> 環境基準を上回る、ヒ素、鉛、フッ素などの重金属が含まれる土（工場が原因でなく、自然由来）と黄鉄鉱などPHが3.5以下の酸性土が要対策土 この辺りの、美濃帯、瑞浪層群と呼ばれる地層には重金属が含まれる可能性は非常に高い また、黄鉄鉱も東海環状トンネル工事が出た実績あり 岐阜県条例：環境基準に適合しない土砂等の埋め立ては原則禁止。（道路、鉄道事業は条件により適用外） 遮水シートにくるんで、埋め殺す シートの経年劣化（保証期間は？）の懸念、破れた場合の重金属等の流出、河川の汚染懸念 1500m3に1回の検査で判定、健全土と保証できるか 地すべり、崩落の危険性、このあたりの地層は花崗岩が風化した真砂土 元々沢であった所、何年間先には、崩れて元の沢に戻る 日本有数のウラン埋蔵量がある。本当に出ないのか？ 岐阜県実施要綱：建設残土は産業廃棄物ではない、 	<ul style="list-style-type: none"> 技術的面の判断 (専門家意見聴取検討) 同上 同上 同上

		<p>適切に処理し、有効に活用しなければならないとあり 本計画内容は、処分計画であり、有効活用ではない。</p>	
<p>論点 4</p>	<p>環境問題、環境保護・保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該地は国が定める重要湿地 『美佐野ハナノキ湿地群』 ・ 環境団体からの保護要望 ・ 国の定める環境施策との整合性 ・ 御嵩町の定める条例との整合性 ・ 重要湿地・・・将来の保護保全策 	<p>範囲は押山川と木屋洞側の間 ハナキ、シゴゴシ、ミカバ 竹仔等の希少植物 サシバ、ミゾゴイ等の希少鳥類 その他、ギフチョウなど・・・</p> <p>日本生態学会 日本野鳥の会 ラムサール・ネットワーク日本など</p> <p>重要湿地に法的規制はないとはいえ 2030年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる。 2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30など</p> <p>環境基本条例 希少野生生物保護条例、施行規則 環境モデル都市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現地視察の検討 (重要湿地について 専門家意見聴取検討)

